

令和2年4月6日

お客様 各位

株式会社コトブキホームセンター

代表取締役 林 功太郎

## 緊急事態宣言が発令された場合の対応について

拝啓、時下、益々御清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、新型インフルエンザ特別措置法に基づく緊急事態宣言が発令された場合の対応（4月6日13時現在）について下記の通りお知らせします。

### ■緊急事態宣言が発令された場合の対応

#### ●発令期間中は店舗営業を自粛致します。

御用の方は下記までご連絡下さいませ。

- ・弊社管理物件にお住まいの方 ⇒ 入居者様専用コールセンター「プロコール24」
- ・上記以外のお客様並びにお取引先様 ⇒ 電話：0120-76-2011

### ■緊急事態宣言の発令期間が終了した後の対応

- 発令期間終了後は店舗営業を再開する予定です。しかしながら、発令期間終了後も東京都からの外出自粛要請が継続している場合においては、店頭受付業務や訪問営業等の対面営業は極力行わず、電話やファックス、Eメール等での対応を優先させていただきます。

なお、情勢の変化に伴い、対応内容を変更する可能性があることをご了承くださいませ。関係者の皆様には大変ご迷惑をお掛けいたしますが、何卒ご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

敬具